

# 須賀川市地方就職支援金 該当チェックリスト

R8.5現在

## 1 移住に関する要件 【(1)と(2)はそれぞれすべてに該当、(3)はすべてに☑が必要】

### (1) 移住元に関する要件

- 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある東京圏のキャンパスに在学(原則学部4年以上)し、当該大学等を卒業又は修了していること。  
ただし、地方就職支援金(交通費)については、在学中(卒業見込み)の場合も対象とする。
- 大学等の卒業又は終了年度において、東京圏に継続して在住している。

### (2) 移住先に関する要件

- 須賀川市に移住したこと。ただし、地方就職支援金(交通費)については、福島県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。
- 申請時点で、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内である。  
※ 在学中に申請する場合は、申請時において就業開始予定日前1年以内である。
- 地方就職支援金の申請日から1年以上継続して須賀川市に住む意思がある。  
※ 在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合は、卒業後に内定企業等に就職し、須賀川市に移住する意思を有していること。

### (3) その他【すべてに☑】

- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係がある者でない。
- 日本人または外国人である。外国人の場合は、下記のうちいずれかの在留資格を有している。  
【永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者 特別永住者】

## 2 仕事に関する要件(就業) 【すべてに☑が必要】

### ア 就業先に関する要件

- 原則、勤務地が福島県内に所在する企業等に、大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。
- 風営法に規定されている風俗営業者でない。
- 暴力団等の反社会的勢力、反社会的勢力と関係を有する法人等でない。
- 官公庁等の場合は、県内に所在する官公庁等である。
- 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務に努めている法人等でない。

### イ 就業条件等に関する要件

- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職している。  
※ 在学中に申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みである。
- 福島県内を中心とした勤務を基本とする採用であること。  
※ 在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合は、上記の条件に該当する社員として採用される予定であること。